

広島県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和三年四月五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム ハ ビリス・シムラ	広島市中区舟入町3番9 号	令和3年3月26日